平成２３年（フ）第１５３号
岩手県紫波郡矢巾町大字広宮沢第１地割２番地545
破産者　宿田　敦子
1　決定年月日　平成24年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第１２７号
宮城県柴田郡柴田町剣崎１丁目４番地５
破産者　遠藤　和子
1　決定年月日　平成24年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部

平成２３年（フ）第２８２２号
横浜市中区新山下１丁目11番22号　木ノ下アパート101号室
破産者　小野　　学
1　決定年月日　平成24年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２９２２号
広島県福山市神村町777番地２　203、開始決定時の住所横浜市港北区新羽町2578番地１106
破産者　加世　公美（旧姓川辺・開始決定時の姓竹森）
1　決定年月日　平成24年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３０７５号
横浜市鶴見区駒岡１丁目19番Ｂ―305号
破産者　勝田　敏勝
1　決定年月日　平成24年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５５号
横浜市磯子区洋光台３丁目13番３―1001号
破産者　山崎　恵一
1　決定年月日　平成24年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５０１号
神奈川県小田原市扇町１丁目14番６号
破産者　鈴木　貴義
1　決定年月日　平成24年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第７８９号
神奈川県南足柄市雨坪176番地１
破産者　照井　和敏
1　決定年月日　平成24年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第５１号
山梨県大月市初狩町中初狩2103番地
破産者　小林小夜子
1　決定年月日　平成24年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２３年（フ）第８８号
山梨県富士吉田市大明見266番地、破産開始決定時の住所山梨県都留市法能64番地
破産者　鈴木　　誠
1　決定年月日　平成24年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２３年（フ）第８９号
山梨県富士吉田市緑ケ丘２丁目５番６号　チロル３―Ａ
破産者　小松　憲一
1　決定年月日　平成24年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２４年（フ）第１３号
滋賀県草津市笠山１丁目８番80―801号　サニーサイドテラス―Ｋ
破産者　平野　英行
1　決定年月日　平成24年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第６０６号
奈良県生駒郡安堵町大字東安堵175番地
破産者　西川　正伸
1　決定年月日　平成24年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第７号
奈良市佐紀町3378番地
破産者　荻野　伍郎
1　決定年月日　平成24年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第９４号
山口県岩国市小瀬596番地１
破産者　沖　　敬治
1　決定年月日　平成24年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所岩国支部

平成２３年（フ）第５６５号
高知市神田207番地　船岡南団地１―28
破産者　岡﨑　文惠
1　決定年月日　平成24年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第３１３号
長崎県長崎市三ツ山町1851番地、旧住所長崎県西彼杵郡長与町吉無田郷859番地６―Ａ棟105号
破産者　前川　栄治
1　決定年月日　平成24年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第５３２号
熊本市南区近見１丁目15番33号
破産者　梅木　厚子
1　決定年月日　平成24年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第１８９号
宮崎県小林市細野2398番地17
破産者　緒方　英機
1　決定年月日　平成24年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所都城支部